

住所不明の「みなし自由脱退手続き」に関する重要なお知らせ

定款第10条第2項から4項の規定に基づき「みなし自由脱退」に関する手続きを行っています。

これは出資金残高証明書など、毎年年度末を持って組合員全員に送付しておりますが、住所不明として戻って来た組合員が2期連続して発生した場合に対象となります。

この公告をもって2018年3月31日(2017年年度末)までは「みなし自由脱退対象者」とし、住所変更などの手続きがなされない場合には2018年4月理事会において「みなし自由脱退者」と脱退手続きを行います。その後出資金を2年間預り金とし、その間に払い戻し請求に応じることとなっております。現在「みなし自由脱退対象者」は31人となっております。

- ※住所変更したが届けていない。
- ※出資金残高証明書が届かない。
- ※「たより」が配送または郵送されていない。

などお気づきになられた方は一度ご連絡頂き、「みなし自由脱退対象者」となっていないかお確かめください。

連絡先：みやぎ県南医療生活協同組合
電話：0224-57-2328（しばた協同クリニック）
担当：佐久間 智子

みやぎ県南生活協同組合
理事長 安藤 知